

カルテ開示について

診療情報の提供とは

「診療情報の提供」とは、診療の過程で得られた、患者様の身体状況、病状、治療等の情報を提供することをいいます。

提供には、「診療内容の説明」と「診療記録等の開示」の2通りがあります。当院では、まず診療中に口頭による説明や説明文書の交付により、診療内容についての丁寧な説明を行うことを原則としていますが、診療中の説明以外にも、患者様ご本人の申請により、診療記録等の開示を行っております。

ただし、診療記録等の開示につきましては、患者様の大切な「個人情報」を扱うという観点から、当院内の診療記録等開示委員会の審査にて開示の決定をおこなうこととしておりますので、ご理解をお願いします。

診療内容の説明

当院では、診療中の患者様ご本人に対して、以下に掲げる事項等について丁寧に説明することを心がけています。

- 1) 現在の症状及び診断病名
 - 2) 予後
 - 3) 処置及び治療の方針
 - 4) 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用の情報
 - 5) 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失
 - 6) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
 - 7) 治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合は、その旨及び目的の内容
- ※ 診療中の診療情報の積極的な提供を原則としていますが、患者様ご本人が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重することとしています。
- ※ 患者様ご本人が未成年等で判断能力が無い場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対して行います。

診療記録等の開示

【診療記録等の開示を求めることができる対象者】

診療記録等の開示を求めることができる方は、原則として患者様ご本人となりますが、次に掲げる場合には、患者様ご本人以外の方が患者様ご本人に代わって開示を求めることができます。なお、患者様ご本人以外の方が開示を求める場合には、患者様とのご関係がわかる証明書（戸籍謄本等）にて確認させていただくこととなります。

1. 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし満 15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる
2. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
3. 患者本人から代理権を与えられた親族
4. 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる方

※ 診療情報は患者様ご本人の「個人情報」となりますので、プライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であっても患者様ご本人の指名のない方、その他、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は診療情報提供の対象者となっておりません。

※ 第三者から得た情報（他院からの紹介状等）の提供につきましては、当該第三者の了解が条件となりますので、ご了承ください。

【診療記録等の開示申請の方法】

- (1) 診療記録等の開示申請をされる場合は、病院所定の「診療記録等の開示申込書」に必要事項を記入の上、窓口で申請をお願いします。なお、開示に併せて口頭による説明や説明文書の交付を求めることもできます。
- (2) 患者様のプライバシー保護を重視するため、申請に際しては「患者様ご本人であることを確認できる証明書（運転免許証等）」「患者様とご関係がわかる証明書（戸籍謄本等）」をご持参いただきますようお願いいたします。又、患者様本人でない場合の申請については、委任状を依頼する場合があります。

※開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合には開示はできません。

- (3) 開示の可否につきましては、原則として「診療記録等の開示申込書」を受理した日から 14 日以内に開示の可否について回答いたします。ただし、やむを得ない理由により、期限を超える場合には、その旨通知させていただきます。

【開示手数料】

1. 開示請求手数料(1 件につき)300 円
2. 開示実施手数料(下表の通り)

ただし、開示実施手数料は合計額が 300 円以下の場合には無料とし、合計額が 300 円を超える場合は合計額から 300 円を減じた額となります。

※手数料に別途消費税が課税されます。

《開示実施手数料》

開示実施手数料		手数料の額（税別）
閲覧	文書又は図面	100 枚までごとに 100 円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	電磁的記録を用紙に出力したもの	用紙 100 枚までごとに 200 円
写しの交付	文書又は図画を複写機により複写したもの	用紙 1 枚につき 10 円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	1 枚につき 120 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	電磁的記録を用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき 10 円
	電磁的記録を電子媒体 (CD-R、DVD) で提供した場合	CD-R:1 枚につき 100 円、DVD-R 等 : 1 枚につき 120 円に格納する 1 ファイルごとに 210 円を加えた額。
医師の口頭による説明	30 分以内	5,000 円
	30 分を超え 1 時間以内	10,000 円
説明文書の交付		1 件につき 3,000 円

診療情報提供に関するお問い合わせ先

〒854-8501 長崎県諫早市永昌東町 24 番 1 号

独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院 医事課

電話 (0957)-22-1380(代表) FAX (0957)-22-1184

お問い合わせの際には、「診療情報提供に関すること」「カルテ開示」等とお申し出
ください。